

## 【質問・回答】

案件名 札幌市交通局本局庁舎において使用する電力

No.	質問内容	回答
1	<p><b>【燃料費等調整額について】</b> 仕様書 2(8) にて「電気料金の調整についてはみなし小売電気事業者が定める供給条件」との記載がございますが、これはみなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）が定める電力契約標準約款に基づく燃料費等調整額でお間違いなかったでしょうか。 あるいは契約書第 11 条(2) にて記載の一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社様）の定める最終保障供給約款に基づく燃料費等調整額とするのでしょうか。 どちらの条件でお考えなのかをご教示願います。</p>	<p>燃料費等調整額については、みなし小売電気事業者が定める電力契約標準約款に基づきます。</p>
2	<p><b>【電気・ガス価格激変緩和対策事業について】</b> 現在、電気・ガス価格激変緩和対策措置が行われているかと存じますが、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>
3	<p><b>【請求書の送付方法について】</b> 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約約款第 11 条第 1 項のとおり、請求書は書面でご提出が必要です。</p>
4	<p><b>【契約電力について】</b> 現在の契約電力をご教示願います。</p>	<p>386KW です。</p>
5	<p><b>【請求書の発行について】</b> 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>施設内に入居している企業はありますが、交通局にて各企業には別途請求しておりますので、企業毎に請求書を発行する必要はありません。</p>

6	<p><b>【計量日について】</b> 現在の計量日をご教示願います。</p>	毎月1日になります。
7	<p><b>【料金の請求について】</b> 第11条にて「受注者は第9条第1項の規定による検査に合格した時は電気料金の支払いを請求することができる」との記載がございますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書にご利用の内訳が記載されております。 下記実情についてご了承いただけますでしょうか。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますがご了承いただけますでしょうか。</p>	計量結果が記載されたご請求書を発行いただく方法で問題ありません。
8	<p><b>【契約保証金の免除について】</b> 札幌市交通局契約規程第25条(3)にて記載の内容について下記事項についてご回答願います。 ①「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。 また、その期間内に契約終了日が含まれていればよいのか、あるいは供給開始から終了までが含まれている必要があるのかをご教示願います。 ②「本市その他の官公庁」とは札幌市以外の都道府県も対象となりますか。また、独立行政法人は含まれますか。 ③「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報を基準として判断されるのでしょうか。 ④免除のための資料として契約書の写しのほかに必要な提出書類はございますか。</p>	<p>① 契約締結日から起算して過去2年間になります。また、上記期間内に契約終了日が含まれている必要があります。 ② その他の官公庁とは、国、都道府県及び札幌市以外の市町村が対象となります。また、独立行政法人は含みません。 ③ 当該案件については、電力供給業であり、契約金額、契約電力及び使用電力量などで判断します。 ④ 予定使用電力量などのわかる仕様書の提出を求めることがあります。</p>